

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		被支援者に対する指導及び指示
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		① 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号） ② 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）
条 項		① 第 14 条第 4 項 ② 第 27 条第 1 項
所 管 課		区役所 健康福祉部 福祉課
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	被支援者に対して、生活の維持、向上その他支援給付の目的達成のために必要な指導及び指示をすることができる。
備 考		